

令和7年秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）

（2日目）

デジタル基盤改革支援補助金【基金】

令和7年11月14日（金）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：郷行政改革推進本部事務局次長

七條行政改革推進本部事務局長

上坊行政改革推進本部事務局次長

有識者：土居丈朗委員（取りまとめ）、上山直樹委員、太田康広委員、堀川義一委員

府省等：総務省、デジタル庁、財務省

○郷事務局次長 おはようございます。令和7年度秋のレビュー2日目を開催いたします。

これより「デジタル基盤改革支援補助金」について御議論いただきます。

議論に先立ちまして、本テーマを御担当いただく有識者を御紹介させていただきます。

慶應義塾大学経済学部教授、土居丈朗委員。

モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所パートナー、上山直樹委員。

慶應義塾大学大学院経営管理研究科エーザイチェアシップ基金教授、太田康広委員。

株式会社リサリティ代表取締役、堀川義一委員。

本テーマの取りまとめは土居委員にお願いいたします。

出席省庁は総務省、デジタル庁です。

それでは、議事に入ります。

初めに、事務局より論点について説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。ページがちょっと多いので早口になりますが、御容赦願います。

事務局資料、ページ1をお願いします。本件は基金事業です。基金とは、複数年度の支出を目的として保有する金銭で、利点がある一方で、執行管理の困難さも指摘されております。そのため、執行状況を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立することが重要です。

ページ2をお願いします。本事業は、各地方公共団体が情報システムを標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行を行うための支援で、基金設置法人は、地方公共団体情報システム機構です。基金造成は2020年度、終了は当初の2025年度末から延長され、2030年度末。これは移行が2026年度以降となるシステムが現れたため、それを特定移行支援システムと呼びます。基金残高は、2024年度末に約6800億円です。

ここから事務局が主な論点と考える事項を説明します。

基金シートの効果発現経路を本ページに示しております。下側の中期アウトカムと長期アウトカムですが、延長に伴い、2025年度基金シートで目標年度が2030年度に単にスライドされております。ということで、緑色の文字のように、事業期間の延長に伴い目標年度を単にスライドさせているが、適切なアウトカムが設定されているといえるかが論点にな

ると考えます。

ページ3をお願いします。議論の出発点になるのではと考えるアウトカム設定のイメージを例として示します。例えば、当初の経路、2025年度までを左側のとおり、そのまま残して目標の達成状況を見る。そして、特定移行支援システムを対象に、右側のように追加設定し、円滑な移行を促進する活動を短期アウトカムに赤枠のように追加する。その指標は、ここではプッシュ型支援を受けている、またはデジタル改革共創プラットフォームに登録している特定移行支援システムを保有する団体数としています。例えば、総務省所管の地方公共団体金融機構が地方公共団体のDX化を支援しておりますが、そのプッシュ型支援を今より積極的に行う。デジタル庁運営のデジタル改革共創PF、地方自治体の現地視察でもこの名前が出ましたが、その登録団体数が増えるようにして、さらに両者が連携を強化する。このように各自治体をよりサポートしつつ、最終目的への進捗を定量的に可視化する指標が設定できるのではないかと例です。

ページ4をお願いします。次の論点です。左側の収入・支出・基金残高の推移を見ると、2020年度に資金交付1788億円を受け、そこから2024年度までの事業費支出の実績を見たところ、使い切れておりません。右側の交付決定額の推移ですが、見込みと実績は乖離しております。これらから、緑色の文字のように、最初に措置してから5年経過した現在まで使い切れていない金額もあるが、相当の機会費用が生じることを踏まえ、財政資金をより効率的に活用するための方策を検討できないかが論点になると考えます。

ページ5をお願いします。次の論点です。上側の乖離の理由は、想定より取組着手が遅い団体が多かったなどとなっています。一方、真ん中左側の保有割合・事業見込みを見ると、令和7年度交付決定の翌年度支出見込みが4153億円などとなっております。これらから、緑色文字のように、毎年度、執行見込みと実績に大きな乖離が生じており、また、特定移行支援システムが存在することも判明している中、8年度に基金残高が相当の額支出される見込みというのは現実的か。基金造成時の予算措置から2年後に本格的な支出が開始されている状況も踏まえ、12年度までの各年度の事業費は、各地方公共団体の実態を踏まえて精査された適切な内容とすべきではないか。また、各地方公共団体の資金需要タイミングを精査し、計画的に事業を進めることで、基金方式を取る必要がなくなるのではないかが論点になると考えます。

ページ6をお願いします。次の論点です。上側の基金への予算措置のとおり、直近の予算措置は2024年度、次回予算措置検討が2026年度です。そこで、緑色文字のように、横断的な方針の「基金への新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する」について、次回予算措置検討年度が2026年度とされているが、どのような検証がなされたのかが論点であると考えます。

最後の論点です。下側は、国庫返納の経緯で、本基金は2023年度に186億円を返納しました。それまでに実施した2事業の終了に伴うものですが、特にオンライン手続の推進は、予算額と支払い実績が大きく乖離しておりました。このことから、緑色文字のように、既

に終了した2事業について、186億円の国庫返納が発生したが、当初見込みとの乖離理由は何か。システム標準化・共通化の今後の事業見込みに生かせる点はないかが論点と考えます。

地方自治体の現地視察の概要です。視察は特定移行支援システムを保有する2団体で、ともに移行完了予定は令和9年度、遅延の理由はそれぞれ現行の事業者が標準システムの開発を行わないというのと、事業者のリソースです。団体の状況やお考えを教えてくださいながら、有識者の先生等と意見を交えた概要の主なものを本ページの下から3つ紹介します。

補助率は10分の10、上限額ありだが、自治体は見積りの精査をこれまでの実績を参考に可能な限り実施している。一方で、見積りが補助の構造上高止まりしてしまう懸念も存在。

ヒアリングした自治体では、デジタル改革共創プラットフォームという枠組みが、周辺自治体や同じ悩みを持つ自治体とそれぞれの状況や課題に係る情報交換、意見交換ができて、最も役に立っていると感じているということでした。

1点忘れてしまいました。下から3つ目です。標準仕様書の改定ごとに事業者との調整や確認作業が必要で、専従の実務担当者を置く余裕のない自治体では、それが進捗に大きく影響。

次のページをお願いします。こちらは3年ルールの参考です。

次のページをお願いします。最後のページですが、これまで説明した主な論点と考える事項をまとめております。

以上で説明を終わります。

○郷事務局次長　続きまして、総務省より事業概要等について御説明をお願いいたします。御発言の前に、役職とお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

○総務省　皆さん、おはようございます。総務省自治行政局デジタル基盤推進室長を務めております小牧と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

資料をお願いいたします。1ページをお願いします。自治体システム標準化の関係の取組でございますけれども、これまで各自治体は、基幹情報システムですけれども、個別に仕様を作成・発注して、ベンダーに個別受託・開発という形でシステムをつくり込んできたという歴史がございます。そのため、同じ業務を行っているのに、それぞれ機能やデータの持ち方がばらばらということで、この資料の枠組みの中にありますような課題、ベンダーロックイン等もあったということでもあります。

これを解消するために、地方公共団体に対しては、標準化対象事務、これは20業務と申し上げておりますけれども、基幹業務ですが、この標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づける法律が令和3年に成立しております。イメージとしては、右下でございますけれども、市町村が独自に仕様をつくるのではなくて、所管省庁が標準仕様書をつく

り、それを基にベンダーが開発し、各市がそれを利用する。データの持ち方も同じでありますので、ベンダー間の移行も円滑化されるといったことを目的としているものであります。

次のページをお願いします。関係省庁の役割分担ですが、先ほど申しあげました法律につきましてもデジタル庁と総務省の共管。それから、デジタル庁が司令塔の役割であり、総務省は自治体の進捗管理、それから移行経費の財政支援。関係府省庁としましては、総務省も関係府省庁の一部でありますけれども、それぞれの所管業務に係る標準仕様書を策定ということの分担でやっているところでございます。

次のページをお願いいたします。これまでこの自治体システム標準化、20業務、3万4000システムを刷新するというところでありますけれども、原則の移行期限は令和7年度、今年度末ということで設定しておりました。一方で、右下を御覧いただきますように、現行システムがメインフレームで運用されているなど、政令市などの大規模な都市、こういったものは移行の難易度が高いということでもありますとか、事由3でありますように、現行事業者が撤退する、あるいは代替システム調達が見込めない、事由4、事業者のリソースの逼迫によりまして、なかなか令和7年度末に間に合わすことが難しいのではないかと課題が顕在しましたことから、昨年度、これらのシステムを特定移行支援システムとしまして、令和12年度まで移行支援をするとなったものでございます。

次のページをお願いします。これを支援するための財政支援の概要であります。短期間で20基幹業務を全て刷新する国家プロジェクトであり、法律で義務づけられている情報システムの移行に要する経費、これは補助率10分の10で国費で措置することとされております。合計額は7182億円、この基金の主な用途は移行に要する経費ということであります。

基金の年限が12年度までとなっておりますが、これはこれまで令和7年度の移行期限に合わせて、基金の設置年限も従前は令和7年でございましたが、先ほど申しあげたような特定移行支援システムについても、国が最後まで支援することを明確にすべきという地方自治体や国会の議論等を踏まえまして、その姿勢を明確化するために12年度まで延長したという経緯がございます。

次をお願いいたします。基金残高の見込みでございます。今年度末時点の累計の執行額は1878億円、今年度は4153億円の交付決定が見込まれております。これらを合わせますと、令和8年度末時点におきましては、執行累計額は6036億円、執行率は84%になると見込んでおります。これが本当に執行されるのかという論点もあろうかと思いますが、大前提として、この令和7年というのは、今までと全然状況が違うということをあらかじめ申し上げたいと思います。これまで最初の前半戦は、国の仕様の確定が遅れ、自治体が思うように事業ができなかったという事情がございます。仕様がそろった後に、いざ移行の準備を進めたところ、先ほど申しあげましたように事業者がなかなか対応できないというような問題が出てきて、思ったように事業が進捗しなかった。

一方で、令和7年までに3万システムが移行するようになっていまして、これが今年度、自

治体も事業者もリソースを総動員して対応していただいています。この4153億円が今、年度当初の計画対比で98%の交付決定を行っておりますので、それもその証左だというふうに思います。

次のページをお願いいたします。令和8年以降の見込みでございます。令和8年以降の特定移行支援システムは643団体、3770システムございますけれども、特徴といたしましては、その大半が令和8年、令和9年に移行を予定していること、それから、指定都市、特別区、中核市のほとんどの団体がここに該当していること、そういった特徴がございます。

令和8年度に要する移行経費の見込みは千数百億円の後半と見込んでおりまして、先ほど申し上げた基金残高を財源として活用することを想定しておりますが、なお不足が見込まれている状況です。また、令和9年から12年度の移行経費につきましては、1000億円から2000億円程度と見込んでおりますが、これは受託ベンダーが決まっていない場合とかいろいろな推計額、それから経費の精査、追加経費、そういったものの想定される幅のある数字となっております。

簡潔に申し上げます。次に、特定移行支援システムの、ちょっと詳細は省きますけれども、これが発生しますと、かなり過渡期連携というものが走りまして、ベンダーが違う場合に、ある一方が標準化、ある一方が遅れるとなったときに、これらを適切にデータ連携するための基盤が必要となっております。今年度途中で特定移行表明したベンダーも多くありまして、今、全国の自治体はこの作業に忙殺されているものと認識をしております。

補助対象経費、移行経費ですが、対象経費は調査経費、移行経費、ガバメントクラウドなどの環境構築に要する経費、テスト、もろもろありまして、それぞれ幾らかかっているかというのを推計で示したものでございます。

次のページをお願いします。移行経費縮減に向けた取組等ということで、最後に少し申し上げたいと思います。今、国費10分の10の補助率で事業を実施しておりますことから、経費縮減のための取組を実施しています。

10ページをお願いいたします。総務省は、手順書を作成しまして、その中でRFIをやるということをお願いしております。その中で、公募でいろいろな状況を確認して、経費がどうかといったところも含めてしっかり確認をしているということでございます。参考までに、いろいろ聞き取りをした自治体の状況は、以下につけておりでございます。

次でございます。11ページ、移行経費縮減に向けた取組Ⅱとしまして、毎年度移行経費の調査をやっておるのですが、統計分析をかけまして、自治体ごとに補助金の上限額を設定し、経費の精査を要請しております。統計分析の中身は記載のとおりですが、人口、団体区分、システムの状況、システムの類型といったものを説明変数として統計分析を行い、項目ごとの係数を算出し、それぞれの自治体の推計額を出しております。

次のページをお願いします。この推計額と要望額の分布を分析しまして、その平均の乖離額よりも標準偏差の2倍以上乖離がある団体を例えば「乖離が大きい団体」とし、図のオレンジや赤のところではありますが、ここが少し乖離しているのではないかとこのところ

を分析しているところでありまして、団体の数は記載のとおりですが、それぞれ要望額の95%、90%、90%以下ということで上限額を設定し、精査をお願いしているものでございます。

13ページは、その精査のために必要な経費分析シート、あなたの団体はどこが乖離していますかというようなところも提供して、やっているところでございます。

最後でございます。総務省では、これらの取組に加えまして、標準偏差の1.5倍以上乖離している自治体に対して、この秋から有識者によるヒアリングをやっております。この中でかなり詳細にいろいろなヒアリングをやっておりますが、例えば乖離額が大きい業務システムにつきましては、同一人口規模・同一移行先ベンダー・同一ガバメントクラウドベンダーである他自治体の見積書とも比較しまして、どこがかかっているのかということを経験しながら取り組んでおるところでございます。

これまでの精査の実績であります。申し上げたことをやってまいりまして、これまでに全自治体の移行経費ベースで、令和6年度の調査では700億円、令和7年度の移行経費調査では600億円の経費を縮減しているところでございます。

以上です。

○郷事務局次長 ありがとうございます。

それでは、これより有識者の皆様方から御意見を賜りたいと存じます。御発言の際には挙手をいただければと存じます。

太田委員、お願いいたします。

○太田委員 御説明ありがとうございました。

素晴らしい話で、システムが統合されるとコストが今後下がる見込みになるということで、素晴らしいと思うのですが、これは行政事業レビューで、以前よりこの手の地方自治体のシステム等は昔からばらばらであると。住民票であるとか、これを統合してはどうかという話が出るたびに、地方自治の観点からそれは難しいという説明を繰り返し受けてきております。それは何か法律上難しいということで、それ以上は効率化を提言できなかったのですが、何か法律が変わってこれが急にできるようになったとか、そういうことはございますか。あるいは以前の制約を反省して変えられたというような経緯があれば教えてください。

○総務省 ありがとうございます。

これはもともと人口減少社会に入るということで、これまで自治体のほうもリソースが少なくなるのではないかという問題意識がございました。その中で、今、自治体の業務の中ですごくヘビーなウエイトを占めている情報システムにつきまして、例えば冒頭申し上げましたけれども、各団体がカスタマイズを続けて、ばらばらのシステムになっているこ

とが国全体の効率を阻害しているのではないかというような問題意識を持ちました。そういった意味で、総務省の中でも当時は議論が重ねられまして、これは自治事務だから〇〇というようなことをこれまで申し上げてきたかもしれませんが、このシステムの持ち方というのは、ある意味、国の全体的な効率とも整合するように、一度この標準システムという形で刷新をして、地方自治体も調達のコストが下がりますし、それから、調達の手間とかも含めて下がりますし、国としても全体として効率が上がると。そういったところを志向してやって、自治体で今手が取られているところを開放して、人口減少社会に向けて地方自治体が本当にやるべきところに注力すべきではないかと、リソースをシフトさせるべきではないかという議論があって、この法律ができ、現在に至っているという認識でおります。

○太田委員 ありがとうございます。

非常に素晴らしいと思うのですが、もっと早くできなかったのかというのが基本的な問題意識でございまして、何か法律上の制約があったのかなということでお伺いいたしました。

次は、積算根拠なのですが、金額合計ですと、幾つか数字がありまして、6802億という記述と、全体で7171億という記述があったと思うのですが、概略7000億ぐらいということで、これを1億2500万で割ると1人当たり大体5,700円ぐらいだと思うのです。1人当たりで考えるのがいいかどうかということは別にあると思いますが、これは移行の経費なのですね。システムのリースの残債なんかは見るということになっていても、システムの保守、メンテ、あるいはサブスク代金といったものは入らないと理解していますと、1人の人のデータを動かすのに5,700円というのはちょっと高いのではないかというのが基本的な感覚でございます。20業務あって、それぞれのデータエントリーが数十あったとしても、例えば2万人とか3万人の自治体であれば、そんなに大きいデータセットではなくて、このフォーマットを変えることに何億円もかかるというのは、にわかに信じ難いということで、積算についてお伺いしたいと思います。

○総務省 ありがとうございます。

では、資料の8ページを投映していただくと大変助かります。これまで基金7182億円で、今まで交付決定を打った額が5332億円なのですが、これがそれぞれこの経費に相当するかというものを示したものでございます。説明をはしょって大変恐縮でしたが、先生が今おっしゃったところはBの経費でございまして、文字の標準化・データ移行に要する経費ということでございます。データ移行のための経費ということではありますが、この中で最も大きく占めるのは、Cの環境構築に要する経費ということで、今回、標準準拠システムは標準システムにシフトするだけでなく、ガバメントクラウドを中心としたクラウド環境にリフトするというのも併せて行います。そのためのガバメントクラウド上

の環境で、稼働環境の接続設定でありますとか、様々なパラメータ設定など、こういったところもベンダーのほうではやっていただいております、そこに多く経費がかかっているということかと考えております。

○太田委員 これはエンジニアの person 費が幾らで、工数がどれぐらいでというような積算はあるのでしょうか。

○総務省 これは補助金でございますので、その見積書等も含めまして総務省のほうで持っております。人工とかそういった積算根拠と申しましょうか、そういった掛け算のものはございます。

○太田委員 1時間当たりエンジニアの時給はお幾らの予定なのですか。そして、工数がどういふふうに見積もられているか伺ってもいいですか。

○総務省 大変申し訳ありませんが、今、手元に資料はありませんけれども、それぞれの自治体のやるシステムの移行作業に応じてベンダーのほうが見積りを出しているということとあります。申し訳ありませんが、今は手元に数字がございません。

○太田委員 これは提言ということでもあるのですが、公共工事などだと、原材料が幾らであるとか、あるいは person 費が幾らであるとか、データが決まっていて、それに準拠して見積りを出すようなことがあると思うのです。総務省さん、デジタル庁さんはソフトウェアなので、橋とか道路を見積もるよりは、何かと抽象的で難しい面、アーキテクチャが違ふと全然違ふとか、そういうことはあろうかと思いますが、やはり金額の大きい事業ですので、道路、橋、港湾等と同様に、原価計算の基礎となるような数字であるとか、見積りの仕方というのは、難しいとはいってもこれから構築してかないといけないのではないかとすることがありまして、それがどのようになっているのか。

例えば、具体的に7000億円というお金が出てくるときに、それがどういう積み上げになっているのかというのが一般の国民に分かりやすいような仕組みに、今なければ、今後つくっていかないといけないのではないかとことを考えまして、質問した次第です。やはり各自自治体だと1者応札が恐らく多くございますね。何者も競合しているということではないと。

○総務省 ありがとうございます。

資料の10ページをお願いいたします。視察のときにもお話がありましたけれども、実際にベンダーを選定する際に、RFIという形でいろいろ情報の提供を受けて、その中で価格面も含めて比較精査をしていると思っております。もちろんその中にも、現行のベンダーし

か手が拳がらなくて、リソースが足りないから、私どもはちょっとここは対応できませんと言われたような事例もあるとは承知をしております。

その上で、これもさらに聞き取りを進めましたけれども、大体その上で入札をやりますけれども、そのときに公募で提供があった団体というのは、大体その入札に応じてくれていて、その中から検討するというのが一般的と聞いております。

○太田委員 ありがとうございます。

まさにベンダーロックインと1者応札の問題を解決するためのこの事業ということなので、将来的には解決されていくのだと思いますけれども、やはり1者で応札してくる、もうその業者に頼るしかないという自治体側からしますと、言葉は悪いですが、相手の言い値になってしまうということがあろうかと思えます。もちろんそこは回帰分析をして、乖離が大きい場合は、総務省さん側、あるいはデジタル庁さん側でチェックをされて、内容、費用項目を精査されているということではございましたが、やはり相手がもうそこに頼むしかないとなれば、当然価格は高止まりするのだらうと思えます。

これは事前にその見積りが適正であるかどうかをチェックするような仕組み、あるいは事後的に工数、人件費等が妥当であったかをチェックするような仕組みはないでしょうか。これは相手が1者の場合に、典型的には防衛装備品ですね。イージス艦とか潜水艦といったものについては、事前に見積りが妥当かどうかをチェックする先行価格監査があり、その原価計算に基づいて、最後に納入される段階では、その原価が適正だったかどうかの原価監査が入る、自己監査が入るというのが一般的でありまして、同じように1者応札ということであれば、これは3者も4者もあって競争性が確保されていると、市場価格であるという話であればいいのですけれども、1者しかないということであれば、その見積りが適正であるということをどのように確認する仕組みをお持ちなのかというのはちょっと気になりまして、その点についてお伺いいたします。

○総務省 ありがとうございます。

まず、自治体の実情であります。仮に1者等であったとしても、過去、これまで情報システムを更新してきた歴史がありますので、そこと比較してこんなに高くなるはずがない、本当に妥当なのかというベンダーとの交渉は相当やっておられると承知しています。その中で人工といいますか、ちょっと係数が高いようなところは、本当にそんな作業が必要なのか。例えば、私が承知している事例であります。本当にここまでテストする必要はあるのですかと、過去のシステムの改修のときにここまでテストしていないのに、何でこのときだけこうしなければいけないのか。そういったものでかなり丁々発止をしていただきまして、自治体のほうでしっかり適正なものとなっているかを確認していると承知しております。

その上で、先ほど先生からも言及いただきました、そうは言ってもということで重回帰

分析を行いまして、外れているところはないかというところをチェックしておりますし、その中で、今、ヒアリングをずっと続けていますけれども、総務省としてもかなり詳細なものを見ながら、あと、気をつけてやっているのは、資料の14ページの真ん中の2つ目の丸の「また」と書いているところですが、同一の人口規模・同一の移行先ベンダー・同一のガバメントクラウドベンダーである他自治体と比べて、同じ作業をしているのに、ここだけ何で高くなっているのだというところはチェックをして、しっかり改めて自治体とベンダーの間に協議していただくとか、そういったことをやっているところでございます。以上です。

○太田委員 ありがとうございます。

これは補助率10分の10なので、地方自治体としては、コストを下げるインセンティブは全くないですね。全て国で見てもらえるということですので、自分の負担があれば当然下げようというふうに地方自治体は考えると思うのですが、地方自治体側に全くコストを下げるインセンティブがない状態で、コストを下げるための契約上の工夫とかをされていますか。例えばインセンティブ契約ですね。コストが当初見込みより下がった場合には、その一部分を業者に払い戻すとか、コスト削減のインセンティブを与えるとかですね。

コスト削減のインセンティブを与えるような契約をすると、今度、問題なのは、最後の原価の監査はいいのですけれども、コスト削減の余地を大きくするために、最初の見積りを大きく言ってくるという傾きがありますので、そこを先行価格監査でたたいて押さえに行くというのは一般的な公共調達ルールというか、仕組みだと思うのですけれども、そういうものは入っていますか。全部確定価格契約ですか。

○総務省 まず、10分の10だから自治体にコスト削減インセンティブが全く働かないのではないかというのは、少し実情と異なるように私は思います。といいますのも、自治体も地方公共団体であります。議会もでございます。こういった公金、国から来るということですが、それを適正に使用するという中で、先ほど申し上げましたけれども、視察の中でも言及があったと思いますが、もし本当にコスト削減について何ら関心がないのであれば、別に自治体はベンダーと何の協議もしなくてもいいでしょうし、コスト削減に向けてここはおかしいのではないかという指摘なんてしないと思います。ただ一方で、我々がそういったことはちゃんとやってねとお願いしていることもあるし、地方自治体もしっかりそこは取り組んでいただいているので、懸念があるということは、そうなのかもしれませんが、実際に自治体は過去の規模とかいろいろなものをしっかり見ながら、10分の10とはいえ、精査をしていただいているのが実情だと考えております。

○太田委員 それは言葉の問題もありまして、私の表現が適切でなかったのかと思いますが、基本的に公務員の方は非常に高い倫理感をお持ちで、職業倫理もそうですし、国また

は地方自治体に貢献したいという方々なので、良心を持って仕事を熱心に執行されているとは思っています。ただ、基本的に人の善意に依存したシステムというのは脆弱ですので、インセンティブ構造上は全くコスト削減のインセンティブが働かない仕組みになっているところでは、全部、人が性悪説というか、サボるという前提の仕組みの下で言うと、うまい仕組みになっていないということは変わらないかと思います。自治体の公務員の方々が高い倫理意識をお持ちだということは置いておいても、仕組みとしては脆弱ではないですか。

○総務省 そういったことも踏まえまして、少し繰り返しのお話になって恐縮ですが、自治体だけの努力によらず、総務省というか、補助金を出すところがしっかり、何か外れたことになっていないかとか、そういったものを重層的にチェックしたり、ヒアリングをやっているところがございます。それも構造的なものではないとおっしゃられると、そのとおりなのかもしれませんが、できる限り経費を下げるという取組は、国においても、地方においても取り組んでいることだということは申し上げたいと思います。

○太田委員 私からは以上です。

○郷事務局次長 では、土居先生、お願いいたします。

○土居委員 慶應義塾大学の土居でございます。

今、事業の見積りという話がありましたけれども、少しそれに関連するところで、3年ルールとの兼ね合いで議論をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど行革事務局からの説明にもありましたけれども、令和5年12月に行革会議で「基金の点検・見直しの横断的な方針について」というものが決定されていて、その中に「基金への新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する」ということが盛り込まれまして、これをいわゆる3年ルールと称しているわけです。たしか去年から今年にかけて、国会でも、直近の予算措置から3年たたずに予算措置されている基金があるという指摘がなされて、それは基金の3年ルールに沿っていますかというような議論が国会であったと承知しております。

この基金の場合は、2023年度に5163億円の措置がなされた後で、2024年度には194億円の予算措置がされているということは、先ほど総務省からも説明があったとおりですが、基金シートを見ますと、2024年度の194億円の措置については、次のように記載がありまして、物価上昇等を踏まえて、令和7年度末までに必要となるものをここに計上したという説明がございます。確かに物価上昇があるので、それをある程度織り込むということは致し方ないことだと思うのですが、物価上昇の場合には、3年を経過しなくても予算措置をして問題ないというのは、何かどこか根拠を持ってこの予算措置を出されたのでしょうか

か。

○総務省 ありがとうございます。

標準化のために必要な額というものは、先ほど申し上げましたように、最初の頃は国の仕様の確定が遅くてどうなるのか分からなかったとか、そういったところから始まっておりまして、国の作業が精緻化されるにしたがって、地方自治体のほうでもこれぐらいかかるのではないかというものが、徐々に見積りがしっかりしてくるという流れであります。

5100億円がついたときは、まさに地方自治体が今作業を進めていく中で、これでは到底足りないということで、調査を踏まえて計上したものでありますけれども、そのときに必要となる額を措置したのであって、申し上げたいのは、物価上昇のところとの関係でありますけれども、そのときにやはり今のままでは足りないのではないかというような懸念もございましたので、そういう調査を見れば、確かに物価上昇で人件費等は上がっているねということもあり、令和7年度末までに必要となる額ということで、この額を計上しているというような経緯でございます。

○土居委員 分かりました。

その辺りは、この3年ルールでも、先ほど行革事務局から説明があったように、物価上昇のときはどうしろとか、そこまで詳しくはこの横断的な方針について書いていないところがありますので、この基金だけに限らず、どういう場合には3年経過しなくても予算措置が認められるのかということについては、ぜひとも行革事務局において明確に示していただくことを私からお願いしたいと思います。

その次の話なのですが、今回の予算措置という話が説明資料の中にも書かれておりまして、2026年度ということになっているのですが、達成状況をどのように評価しておられるかということ。それから、概算要求額はどういう根拠を持って要求されているかということについて、改めて説明をしていただければと思います。

○総務省 ありがとうございます。

では、私どもの資料の6ページを投映していただけるとありがたいです。先ほど申し上げましたように、令和6年度の補正予算の措置をした時点では、この基金の設置年限はまだ令和7年度末とされておりましたことから、令和7年度末までに必要となると見込まれた額を当時計上しているというものであります。その上で、我々としての成果目標は何かということだと思いますけれども、総務省としては、地方自治体に対して移行に関する支援を行いまして、移行完了団体を着実に増やすということが目標でございます。そういった中で、今申し上げた特定移行支援システムが増加する傾向にあるなど、標準化を取り巻く状況は今後も変わり得るものでありますので、まずは自治体の進捗状況を経費も含めてしっかり調査するとともに、先ほど申し上げました精査というものも同時に要請をさせてい

ただ、その上で、この残高というものをにらみながら、当面必要となる額につきまして、予算編成過程で財務省と協議をさせていただきたいと考えております。

○土居委員 分かりました。確かに6ページのような形で、私も、どういう団体がどういう形で移行完了を目指しているかということについて、そして、それがどれぐらい今後の経費の見積りになってくるのかという資料をお願いしたところ、出していただき感謝申し上げます。このような形で見込まれているということが、ある程度、この議論を始める事前の段階に比べると随分はっきりしてきたと思いますので、これは多としたいと思うところです。

しかも、完了を目指してというところで成果の評価を実施していて、それで計画を進める上で、どれぐらいまだ移行のために経費が必要かということも見えてきているなと思います。

ただ、これまでの基金の推移を見ても、収入・支出・基金残高というもので事務局の資料にもありますけれども、一時的ということはあるかもしれませんが、見込みと実績が乖離してきた時期があったということ。それから、複数年度の所要額を予測するのは難しいということがこれまでもあったということだったので、そういう意味で、交付決定と実際に予算を執行するところにタイムラグが生じたということで御説明があったところについては、私も理解をしたところなのですけれども、令和8年度に4153億円というのが総務省の資料の5ページに書いてあるわけです。これは6ページの話と関連する部分もあるかと思うので、どのように見込んでおられたのか、少し御説明を付け加えていただければありがたいと思います。

○総務省 ありがとうございます。

まず、この4153億といいますのは、令和7年度に交付決定を行う見込みの額でございます。この資料がちょっと分かりづらくて、説明もあれだったのですけれども、実際に交付決定して事業をやっていただき、そして、その実績を報告していただいて、翌年度に当該額を基金から取り崩すということですので、5ページの資料上は、令和8年度見込みのところ、交付決定見込額が取り崩されるであろうということを表現しているものであります。

その上で、令和7年度は、この4153億円を自治体の調査等を踏まえて確認しているわけですが、今は特定移行支援システムが1割強ぐらいでありますので、実は令和7年度までに3万システムほどが移行するということで、今年は多分一番繁忙な年であると思います。その中で、説明の中でも少し申し上げましたけれども、4153億円が当初の計画としてあるわけですが、現時点、9月の時点におきまして、交付決定の額は98%ということで進捗していますので、まさに最初の最終年度を迎えるに当たり、自治体や事業者が総力を挙げて作業を進めていただいている、その証左ではないかと考えております。

○土居委員 分かりました。

その4153億円は、恐らく令和8年度で支出されるだろうということで、もちろん令和7年度に交付決定することが裏づけにあるということなので、それなりにどの自治体がそれぞれに幾らぐらい使うかということが想定できているということかと思うのですけれども、その中で、受け取った自治体が、令和8年度に受け取ったときに、令和8年度に全額使うということなのか、それとも令和8年度に幾ばくか使い、そしてまた移行経費として、令和8年度に受け取った分を令和9年度に自治体が支出するという、基金そのものというよりかは、その先の事業の展開ということですね。受け取ったら受け取ったまま、その年に全額を自治体を使い切るわけではないと思うのですけれども、その点については、大体3年ぐらいで使い切るというふうに見込んでおられるのか、それともそこはケースバイケースだということなのか、その辺りはどんな感じなのでしょうか。

○総務省 ちょっと質問の趣旨が十分うまく受け止められていないかもしれませんが、例えば令和7年度の交付決定がなされたものは、自治体にとっては、精算払いでありますので、自治体の出納整理期間、令和8年の4月とか5月に自治体のほうで収入が入りまして、それが令和7年度の事業として整理されて、決算がなされるということなので、基本的には単年単年で交付決定を行うものでありますから、自治体においては単年ごとの整理になっているものと考えております。

○土居委員 そうですか。私は、間接的に聞いた話なのですが、行革のほうで前もって秋のレビューに臨むに際して地方視察をさせていただいたと、行革事務局からも2つの自治体にお邪魔させていただいたということで、私は片方の自治体に行って、もう一つは行ってなくて、情報共有したときに聞いた話でおやっと思ったのは、移行までに4年かかるということだから、4年分の計画を出したら交付決定してもらったという話があって、4年分ということ自体は何も違法なことをしているわけではないのですけれども、そうすると、先ほど来話題にしている3年ルールという話と微妙に齟齬をきたすところがあるなど。

もちろん今の3年ルールは、そこまではいけないと厳格に言っているわけではないので、今の3年ルールに違反しているわけでもないのですけれども、今後この3年ルールをどうするかということ私なりに考えるときに、交付決定してもらったその事業費が4年分の事業費だったとお答えになったということをお知らせしているのです。

直接お答えいただかなくて結構なのですけれども、3年ルールに関連するところで意見を述べさせていただきたいということでして、そういう意味で、あまり形骸化するようなことに今後ならないためには、交付決定するのも、予算措置をしてから3年間で決定するものを積み上げるというのが、私としては自然ではないかと思うわけで、交付決定額は自治体の事業進捗や事業者の調整の状況などの実態を踏まえながら、3年間に支出される金

額とすべきものなのではないかなと、これは意見として述べたいと思います。

もう一つは、未交付決定の部分について質問をさせていただきたいのですけれども、交付決定を見込んでいて、実際には交付決定まで至らないで、次の年度以降に繰り越されるということも基金の中ではあると思います。基金シートを見る限り、交付決定自体の見込みと実績には乖離があるように思えるのですけれども、こういった場合に交付決定ができないということになるか。そしてまた、その場合、翌年度に申請してくることを想定しておられるのかということについては、これまでの実態でどのような感じになっていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○総務省 事実関係のところもあるので、その前の質問のところも少しお答えさせていただければと思いますけれども、当方の資料の12ページをお願いしたいと思います。こちらは統計分析をやっていますという資料なのですけれども、この統計分析を行うに当たっては、事業開始から終了年度までどれぐらいかかりますかということを取って、それで各団体の比較をしているということになります。そういう意味で比較をしています。

その中で、ちょっと乖離があるところはキャップをはめて、補助金の上限額をはめているということなので、我々がこの団体で四、五年事業をやるときに上限額はこれぐらいですよということをお示している。これが多分、先生が視察の際に聞かれた話であります。その上限額の範囲内で、毎年度進捗に応じて交付申請をいただいて、交付決定をしていくということでもありますので、複数年度にわたって交付決定をしているわけではなくて、補助金の上限額を算出するために皆さんに一旦全部いただいて、それで、通期でのこれぐらいが目安ではないかということをお示しさせていただいて、その上で、その範囲内で毎年度進捗を交付申請、交付決定という形でやっているところが実情でございます。

もう一つのほうは、いろいろなパターンがあるかと思いますが、初期の頃は、実際にどれぐらい交付決定がなされるかというのは、きちんとその調査をした上で確認してやっているわけですが、やはりその中で、この4年間の前半戦は、国のほうがどんどん仕様を変えていくので、これぐらいできるかなと思ったけれども、全然その作業ができないということで、実際には申請には至らないとかいうこともありましようし、後半は特定移行支援システムということで、やっとな仕様を確定して、今年度これぐらい作業できるかなということで申請をして、ベンダーと調整をしながら作業を進めているのだけれども、あるベンダーが、すみません、ちょっとリソース不足で間に合いそうにもないし、当面作業は延期させていただいて、8年以降の作業とさせてもらえませんかみたいなことになった場合には、一旦申請をしたとしても、自治体のほうは申請の取りやめをしたり、なくなれば使うお金がないわけですから、当然それは交付しないので、そういった形で減額をすることで執行の実績が少なくなっているという事情があったであろうと思います。

○土居委員 分かりました。4年間という話は、そういうことだということはよく分かり

ました。ただ、実態としては別に4年の事業をとということではなかったとしても、今後、基金全体のことを見たときに、この基金そのものというわけではないですけれども、ほかの基金の中で、もしかすると4年分の事業費を見込みながら3年分でというようなことが起こっていたりすることがあるといかんというふうに、この基金を1つの事例として思った次第でありまして、先ほど申し上げた意見は、そういう意図だということにさせていただきたいと思います。

それから、先ほど室長がお答えいただいたように、非常にいろいろ実情が複雑なので、必ずしも思いどおりにならないというお悩みは私もよく分かるわけでありまして。そういう意味で言うと、これも必ずしもこの基金だけに限ったことではないわけですが、予定どおりに交付に至らない場合に残ったならば、それを次の3年間の所要額の不足を埋めるものに活用するというような形もあり得るでしょうし、さらには、交付決定が4年後に見込まれる金額について、必ずしも計画どおりにならなかった場合は、場合によっては国庫返納するというのも、計画が変更するような場合にはあってもいいのではないかと申したりするというのが、私の基金全体に関する意見ということで申し上げたいと思います。

以上です。

○郷事務局次長 上山委員、お願いいたします。

○上山委員 上山です。よろしく申し上げます。

事務局さんのつくっていただいた資料の4ページの基金の推移なのですが、2020年度に1788億円積み立てて、その後、執行率は非常に低く、あまり使われていない中で、2023年度にさらに5163億円積み立てていると。先ほどのお話だと、2023年度に至って、ある程度詳細が分かってきて、追加の必要があることで積み立てられたというようなお話だったと思うのですが、それでも2022、2025は、やはりあまり使われていないということで、資金効率的には非常に悪い形になっていると思うのですが、これはどうしてこのような形になっているのでしょうか。そもそも、この段階でこれだけの金額をそれぞれ積み込む必要があったのですかというところをお聞きしたいのです。

○総務省 ありがとうございます。

先ほどまでの説明と少しかぶるところもありますが、そのときに必要と見込んだ額を出したわけでありまして、例えば2024年度でありますと、特定移行支援システムという形で、ベンダーのほうが、ちょっとやっぱりできないねというようなことを言い出した時期でもあります。自治体としては、総務省にもこれぐらいかかりますよという話をし、総務省としても、財務省と予算を調整して額を確保しているということではありますが、実際に執行の段になりますと、ベンダーが対応できないとかいった事情があって、その年に想定していた作業ができなくなったと、8年度以降に先送りになったものがあつたと、特

に2024年度はそうであるということでもあります。

一方で、これも繰り返しで恐縮ですがけれども、2025年度は相当の確率で交付決定が進んでおりますので、そういった意味では、今まさに本格化をし、次の資料でもありますけれども、7、8、9というのがピークでありますので、そこはもう、過去と今とはフェーズが違うというか、自治体の置かれている状況が違うということではないかと考えております。

○上山委員 事業費の見込みなのですからけれども、今おっしゃられていることだと、2024年度の4865億と2026年度の4153億というのは、根拠が違うという話になってくるのですか。

○総務省 根拠が違うと申しますか、毎年毎年、自治体の作業の状況は変動するので、その変動する中でも、総務省としても、そのときの状況に合わせてどれぐらいの作業があるかということを見込んで、交付決定の見込みを立てているといったところでもあります。

○上山委員 作業が変動するのはそのとおりだろうと思いますし、いろいろな状況が変わるのもそのとおりだろうと思うのです。ただ、余りにも乖離が激し過ぎるので、なかなかそう簡単に一言で片付けられるものではないのではないのかなと思います。

要は、もう少し自治体からの要請、要望についても、実際の支払い時期等、あるいは具体的な事業計画等を詰めていけば、まだお金が出ない時期にこんなにお金を積まなくても済んだのではないのかなというような気が正直するのです。何千億ものお金をそのまま寝かせておくというのは非常に本当に資金的にはもったいないお話で、こういったことがそのままになっているというのもどうなのかなと。今までもきちんとヒアリングをされて、きちんと詳細な要望を取られてということだとは思うのですけれども、それでもなおかつこういう事態になっているところは、どうしてそのようなことが起こったのか検証されて、より効率的な資金運用、資金管理を目指すべきではないのかなと思うのですけれども、その辺りは何かしら検討されている部分はありますでしょうか。

○総務省 まず、標準化の全体の事業の立てつけなのですからけれども、やはりかなり国として、これは大事なことから、意欲的な目標を立てて、当時は10年かかるかもしれないと言われたようなものを、コロナ禍の反省などを踏まえまして、短期で意欲的な目標を掲げてやろうということで進めたという経緯がございます。そのために、令和7年度までにどれぐらい要するのかということをしっかり精査しながら必要な額を積んできたわけですが、やはり意欲的な部分に事業者のリソースですとか様々な要因が積み重なって、みんなやろうと頑張って一斉に走って見たものの、その期限前、1年前とか、2024年とかもそうですけれども、ちょっと難しいのではないかなというようなところが続出して、結果として執行が半分程度になっているということでもありますので、国全体の事業の進め方に起因

している部分もあろうかとは思いますが。

○上山委員 大事なことだというのは当然大事な話で、それはそういうお話を議論しているわけではないのです。大事なことに對して、どのように資金を出すかというところがポイントであって、実際の資金の支出時期とか、そこら辺のところをもう少し詰めて、細かに積んでいけるので、こんなに一気にたくさんのお金を積む必要はないのではないのかなというところだと思うのです。いろいろな事情があって、実際には支出がなくなったというのはもちろんあるだろうと思うのですけれども、そういった説明で終わらせるには、乖離率がちょっと大き過ぎるのではないのかなと思うので、これは根本的に基金を積み上げる積算を見直す必要があるのではないのかなと思います。これと同じような運用でずっとやって、こうして何千億ものお金をずっと使わないままに積んでおくというのは極めて無駄で、ほかのことに使ったほうがいいかなと思います。どこに問題があるのか、この短い時間ではなかなか分からないですけれども、もう少し抜本的にそこは見直していただいたほうがいいかなと思います。ここで答えを求めても無理なのかなと思うので、そこはそこまで。

○総務省 ありがとうございます。

当時、令和5年に5000億とかを積んだときに、6年、7年がそういうことになるというところが見通せていなかったと、そういうことになるとは想像できていなかったところがあると思います。ただ、先生のおっしゃることもそのとおりでありまして、今後、どうしていくかを考えるに当たりまして、先ほど今年度の交付決定の実績も申し上げましたけれども、ほぼほぼ100%に近い形で推移をしています。そういった中で、では、次年度はどうなんだ、その次はどうなのだということを考えるときに、余りにその年に執行が見込まれないようなものまでを多く積んで何かやるとか、そういったところではないのだろうと思いますので、これからそこはしっかり気をつけながらやっていきたいと思っています。

○上山委員 では、ちょっと聞き方を変えます。令和8年度は4153億円出ることになっていきますけれども、これは今までの、例えば2024年度等の見込みの立て方とは異なる、より具体的な、より現実的な見込みということなのですか。何かしら変わったのですか。

○総務省 状況が変わっているというところだと思います。令和7年度は、先ほど申し上げましたように、ようやく準備が整って、特定移行支援システムは別ですが、それ以外のシステムは順次この3月までに移行をするということで作業が実際に進んでいるということでございます。そういった意味で、この4153億の交付決定が9月の時点で98%近く、年度の計画の中で進捗しているということの証左であると思います。その前の年度と比較してというのは、その前の年度はこういう作業をすると思っていただけけれども、実際にベンダ

一がギブアップしたことによって使わなくなったというような事情があったのですけれども、令和7年度につきましては、当初に見込んだ額そのものが、今実際に全国で作業されているということ。98%はその証左だと思っていますので、そういった意味では、自治体の作業がまさにピークを迎えて本格化している時期が、この令和7年度なのだということだと思います。

○上山委員 従前、ボトルネックになっていたベンダーさんの人材不足とか、その辺のところは、今回は発生しないということなのでしょうか。

○総務省 令和7年度につきましては、予定に従って、今、順次、ベンダーもリソースが十分ではない中で、今年できるだけの分をしっかりと見込んで、今年の対応はしっかりやっていると。むしろできないなと思うものは、去年とかの間に、令和8年度以降にしてくださいということで自治体と調整をしたり、そういったことだと思います。

○上山委員 分かりました。

ちょっと一般的な話なのですが、今年度はおっしゃられるとおり、具体的にそれだけの実績が上がってくるというお話だとして、仮に従前のように状況が変わって、当面使う必要がないというような場合には、返納というのも視野の中に入れていく必要があるかと思っていますので、今後のこの基金、ほかにも基金とかが出てくると思うのですけれども、そういったものの運営に当たっても検討していただければと思います。

とりあえず以上です。

○郷事務局次長 堀川委員、お願いいたします。

○堀川委員 どうもありがとうございます。

まず1点だけ、基本的な確認ですけれども、延長後5年間でさらに1000億から2000億円の移行経費が必要という資料を先日頂きました。今の御説明もありましたが、この1000億から2000億は、あくまでも令和9年から12年度に要する経費で、さらに未定となっている100団体、238システムの費用が別にあると理解しています。そうしますと、びっくりしたのですけれども、最終的にこの総額は約1兆円規模の事業になるわけで、しかも10分の10ということで、実質的には国の直轄事業、または国から直接委託事業をするような構造に予算的には近づいてくるわけですね。

よく国の委託事業は補助事業100%の事業ではないかと、やゆされることがありますけれども、この場合は逆で、補助事業100%で委託事業に近いなど。1兆円の規模の事業というのは、そうそうないのであるけれども、1点だけです。当初から1兆円の規模になると予測をされていたのでしょうか、そうではないのでしょうか。イエスかノーかでお答えくだ

さい。

○総務省 これは長い期間、令和2年頃から始めて令和7年に至り、さらに令和12年度まで続く事業であります。そのときそのときで必要であろうという額はしっかり見込みながら対応をしているということでもあります。それが、例えば私が着任したのは今年でありますけれども、その前の担当者や、さらにその前の担当者が、最後まで、そこまで見通していたかというのは、そうではないと思います。それは事業の進捗に応じまして、今日申し上げました様々な事情の変動もございます。そういったものの中で変化していった数字であると考えております。

○堀川委員 きっとそうなのでしょうね。異常に増えてしまったというのがこの基金の問題の一番大きなところであって、そこでどんだんきしみが発生して、今に至っているのだろうなど。

先ほど室長から御説明があったように、2023年に5000億円の追加をした段階で、当然、2022年の段階で予算要求していますから、そういう状況はきっと見えてきたのだろうなど。昔、私は国のシステムを横断的に調査というか、検査したことがあるのですが、その当時、国の大規模なADAMSとか年金とか特許システムについては、開発する時期を重複しないように整合を取っているのだと。というのは、同じ時期になると、非常にリソースがひっ迫して、いろいろな意味で問題が発生するということをお聞きしています。にもかかわらず、今回、5年間で1兆円の規模というか、この状況に、このタイミングで5000億とかすさまじい金額が集中してくる状況をつくってしまったのです。これが根底にきっとあるのだろうなどという前提で、私は幾つか提案させていただきます。

まず最初に、今後、1000億から2000億かかるというお話なのですが、1000億も幅があるというのは普通あり得ないですね。官僚をやっている、今後、1000億もぶれがあるかもしれない。これは十分調査していないという意味ではないです。この事業の持っている深みなのですね。その1000億のぶれを解消するというか、きっと精度を上げるように努力されていると思うのですが、まずこの立てつけです。この事業は、自治体が甲となって契約をする。国は全額金を払う。でも、国がやる委託事業ではなくて、自分が自ら契約はしない。だから、国はどうしても、金は払うけれども、現場から遠い位置にいる。

さらに、先ほど言った5000億とか何千億が一気に集中するとなると、ベンダー側が当然リソースを確保できない。無理やり確保するとどういうことが起こるかということ、ベンダーは価格を上げざるを得ない。結局、人件費が見えなくなってくる。どこまで上がるか分からない。そうすると、過去のことは置いておいて、過去の経験を生かして今後に反映するとしたら、やはり国が、十分されているところはあるのですけれども、さらに現場に近づくしかないのです。伴走支援とよく言いますが、まさに現場に積極的に伴走支援をしないといけない。さらに言うと、特定移行支援システムというのは、対象が明確に

絞られていますので、これまでのように全国津々浦々という話ではないし、顔が見えているシステムを、場合によっては、自治体にはどうしてもマンパワーとか、自治体自体にシステム屋さんがそう多くないというところもあると思うので、積極的にデジ庁さんが関わっていくしかないのではないかというのが1つです。

お時間がないのでざっと一通り言わせていただきますけれども、さらに言うと、今回、特定移行支援システムの内訳を見ると、先ほども説明があったように、件数は少ないですけれども、メインフレームを大規模更新するということは非常に金額が上がると予測されていると思うのです。1件当たりが数十億規模になってもおかしくない。さらに言うと3桁ぐらいになってもおかしくないケースも出てくると思うのです。そうすると、メインフレームが特定されているので、メインフレームがその規模になると、当然ベンダー側は相当な準備期間がいるのです。1年前に準備なんかできません。三、四年前ぐらいからそれなりに陣容を固めていかないといけない。だから、彼らは特定支援移行にならざるを得なかったと私は理解します。きっとそれはデジ庁さんも一番よく分かっていると思う。そうすると、この1件当たり何十億の規模が数年前から分かっているのであれば、通常の予算制度で十分なのですね。基金にする必要はない。通常の予算の中で持っていけるといっても、件数は少なくとも、金額的には相当移行支援システムの中で占めると思いますので、それは御検討していただきたいということと、国が仮に通常の補助金、予算で確保するとすると、今よりも積極的に現場に近づかざるを得ないので、必然的に近づくことになるので、それはいいことだと僕は思うのです。それが2点目の提案です。

次に、その価格の高止まりというのは相当対応されているというのは、今回資料を見て、それは高く評価します。前提にベンダーロックインの話もありましたけれども、地公体においては、そもそも随意契約が多いと思うのです。ベンダーロックインというのは、一般競争契約を前提にロックしたらおかしいねという前提に立つけれども、今回のように大規模なデータの修正とか改変、大幅な構築見直しとなると、既存のベンダーに頼るしかないというのが現実ですね。ほかのベンダーが新たに入ろうと思っても、大きなシステムになればなるほど、それを全部理解してからやらないといけない話なので、現実には随契にならざるを得ないものがきっと多いと思います。調べていただければきっと、もう承知しているのではないかと思うのですけれどもね。そうすると、そこと契約をすると、いろいろな分析はされて、異常な価格ははじくということを御努力されているのはよく分かるのですけれども、そもそも最初に言いました、この話は、当初1兆円規模になるとは思っていない中で、5年間を限定してしまった。前半は、仕様が明確に決まっていないので、地公体は5年以内に開発しないと補助金をもらえないみたいな切迫感の中で、ずるずる5年ぎりぎりに集中してしまった。先ほどの繰り返しになるけれども、結果的にベンダーはそれを一生懸命やっていたのはいいけれども、今どきシステム屋さんを確保するのは民間企業も非常に厳しい中、各省庁が今、システム関係の学生を増やそうと、文科省でもすごくお金をかけているのです。そういう時代で確保するのが非常に難しい中でこんな集中

してしまつたら、当然高くなつてしまうのです。さらに言うと、今回、事前に御協力いただいて現場視察に行かせていただいた自治体は、非常に優秀なシステム屋さんをそろえていました。非常に積極的に標準化をやっているのですが、もうあと1個しか残っていないみたいな状況の市でした。そのお話をお聞いたら、最初から10年と言ってくれば本当に助かったのですよと。基金というのは平準化するためにあるのだから、どこかのタイミングで10年と早めに出すことができているならば、自治体は非常に助かったわけですね。具体的にそれができる時期は、2023年の5000億円を取るということは、主計局さんもおられますけれども、前年の2022年に5000億円の予算要求をしているわけですから、この5年で間に合わないなというのは、その段階で一定程度、皆さん分かっていたはずなのです。その段階で10年ですよと言ってくれば、どれだけこの集中を避けることができたか。これこそが基金事業であつて、次の5年というのはそういう発想で臨むべきだというのが次の意見です。

その次ですが、3年ルール適用というのはあるのですけれども、私もぜひ、これは画期的なルールだと思うので、10年といえども、見込みの追加資金は3年ルールを的確に守っていただきたいと思うのですが、さらに言うと、今回、こちらの基金で、今年度は精度がいいということですが、2021年、22年、23年は非常に精度が悪いのですね。3年ルールを積み上げたとしても、そもそもの交付決定見込額を合計して予算を要求することになると思うのですが、交付決定見込額が非常に大きく取られてしまうと、3年ルールを適用しても基金が残ってしまうわけなので、やはり精度いい予算の根拠を心がけていただきたい。それが一体となつて初めて3年ルールが有効になるのだろうなというのが次の意見です。こういった点は、先生からもあつたと思うのですが、やはりほかの基金にも同じようなことを言えると思うので、ぜひほかの基金に対しても見ていただきたいし、同時に、3年ルールというのを、行革事務局さんにおいても、もう少し実態に合う形で、しっかり実務上使えるような形で検討していただければなというのが次の意見です。

最後に、そもそもこの基金というのは、先ほど説明があつた、本来自治体のシステムですが、自治体の財産なのです。その財産に国がお金をかけるというのは、本来ならあり得ない話だけれども、ただ一方で、これだけ大規模なものになると、自治体の財力だけではできないというのは私も理解できるので、これは本当に英断されたなど、当時のデジ庁さんとか総務省さんを評価します。だからこそ、このデジタル基盤改革というのは、第2弾、第3弾が僕はあると想定しています。それを前提に、今回の経験をしっかり記憶、記録に残して、次につなげるような制度にしていきたいというのが最後の意見です。

すみません。長くなりました。以上です。

○郷事務局次長 時間が迫っておりますので、もしコメントがございましたら、端的にお願いいたします。

○総務省 基金のことに御言及がありましたので、基金に関する当方の考え方を申し上げたいと思います。まず、毎年度しっかり見込んでいくということは大事なのですが、この事業の特質でもありますけれども、先ほど申し上げました特定移行支援システムが発生すると過渡期の連携が走るとか、あるいはベンダーを探して、まだ概算で考えていたのだけれども、見つかったら高くなるとか、あるいは独自のシステムなので移行してみたら、やはり運用のテストがいっぱいかかったとか、年度の中で不測の事態というのはあり得ると思っています。政令市が残っているなら、今後もなおさらだと思います。

そういった中で、上振れ等に弾力的に対応できるのは基金ではないかと思えますし、仮に間接補助事業等をするとなれば、間接補助事業は御案内のとおり、補助事業が完了し、実績報告を出しという基金事業と違った形式のものになりますので、自治体の実績報告を相当早めないと、単年度主義ですので、こういった形式は取れない。そうしますと、今、3月に移行している団体とかが非常に多いのですが、そこでそういった選択肢を狭めることになって、そういった意味で自治体の今までの膨大な調整にさらに調整を重ねるようなことになるので、ちょっと難しいのかなと思います。

最後に、この基金の延長の経緯は先ほど申し上げましたけれども、やはり12年度まで移行期限を延ばすのであれば、国が最後まで支援する姿勢を見せるべきだという自治体や与野党の意見を踏まえまして、この基金の年限を延長したところでありますので、その経緯も大事だと思っています。

いずれにしても、御指摘いただいた件、毎年のことをしっかり見込むべきだとか、精緻にやるべき、あるいは自治体の現場にしっかり寄り添ってやるべきだとか、そういったところはおっしゃるとおりだと思いますので、そこは今後なお一層いろいろ、記録に残してというお言葉もありましたけれども、その反省を踏まえて、改善できるところはしっかり改善していきたいと考えております。

○堀川委員 ありがとうございます。

○郷事務局次長 時間となりましたので、土居委員におかれましては、コメントの取りまとめをよろしくお願いいたします。

○土居委員 デジタル基盤改革支援補助金につきまして、御議論いただきありがとうございました。皆様の御意見を踏まえまして、次のように取りまとめをさせていただきたいと思えます。

標準準拠システムへの移行が令和8年度以降になる「特定移行支援システム」などについては、令和12年度までの移行完了を確実なものとするべく、各自治体の実態をよりの確に把握した上で、各自治体の抱えるボトルネックの解消に向けた関係部署の連携をさらに強化するとともに、最終目標への進捗を定量的に可視化する短期または中期アウトカムを

設定すべきであります。

それから、次の点でありますけれども、各自治体の実態を踏まえた上で計画的に事業を進めることで、基金方式によることなく通常の予算措置により実施できないか、基金方式とせざるを得ない場合であっても、各年度における現実的な交付決定見込みや事業費支出見込みを算出して、可能な限り基金残高が小さくなるような予算措置をすることができないかを検討すべきである。また、こうした今後の見込み内容については、第三者がその妥当性を検証することができるように、基金シートにおいて具体的かつ詳細に示すべきであるということでもあります。

本事業は補助率10分の10としており、構造上、価格が高止まりする懸念が存在することから、見積りの基準となる人件費率や原材料価格を規定するなど、総務省及びデジタル庁は、移行経費を抑えられるようなさらなる取組を検討すべきであります。

今回の予算措置については、現実的な見込みを算出した結果を踏まえつつ、令和5年12月に策定された「基金の点検・見直しの横断的な方針」における「基金への新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する」という3年ルールにのっとりたものとなっているかを含め改めてその必要性を検討すべきである。

その前提として、行政改革推進本部事務局は、3年ルールの具体的な適用について、基金設置法人の採択・交付決定・支出のプロセスも踏まえた予算措置額の具体的な考え方、それから、積み増しをする場合の既存基金残高との関係や条件などの点について、その趣旨に基づき明確に示すべきである。

また、予算措置されてから長期にわたり支出されない金額については、相当の機会費用が生じることを踏まえ、財政資金の効率的な活用の観点から、保有資金が長年使われずに残ることなく適切な保有資金規模となるように対応すべきである。

本基金に限らず、基金を所管する全ての所管府省庁においては、まず、事業の効果検証に必要な成果目標・指標が適切に設定されているか、次に、基金方式によることなく通常の予算措置により実施できないか、それから、現実的な事業見込みが算出され基金シートに具体的かつ詳細に記載されているか、そして、予算措置は3年ルールにのっとりたものとなっているか、最後に、保有資金規模は適切か等の観点から、早急に基金の点検を実施すべきである。また、そうした指摘が繰り返されぬよう、所管府省庁が責任を持って点検を行い、基金の適切な管理に不断に取り組むべきであると。

最後に、なお、本事業に限らず、全ての府省庁においては、EBPMの定着・深化のため、上記の視点に基づき、しっかりと対応するべきであるということでもあります。

以上です。

○郷事務局次長 ありがとうございました。

以上をもちまして、本テーマに係る議論を終了いたします。